

重度身体障害者タクシー乗車券交付助成事業について

町では、障害者（児）の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に重度身体障害者タクシー乗車券交付助成事業を行っています。

1. 対象者

本町に住民登録をしている方で、

- ① 下肢障害により1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- ② 体幹機能障害により1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- ③ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動機能障害により1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- ④ 上記①から③までの重複障害により身体障害者手帳1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者（児）

2. 乗車券

年額で12,000円（月額1,000円）分の乗車券を交付します。

※乗車券の利用は、交付を受けた年度内の利用となります。

3. 利用できるタクシーの範囲

町内に営業所を設置するタクシー ※町外のタクシーは利用できません。

4. 申請方法

印鑑と身体障害者手帳をご持参のうえ、保健福祉課（保健福祉センター内）にて申請して下さい。

5. お問い合わせ先

保健福祉課福祉係（電話69-2222）までお問い合わせください。